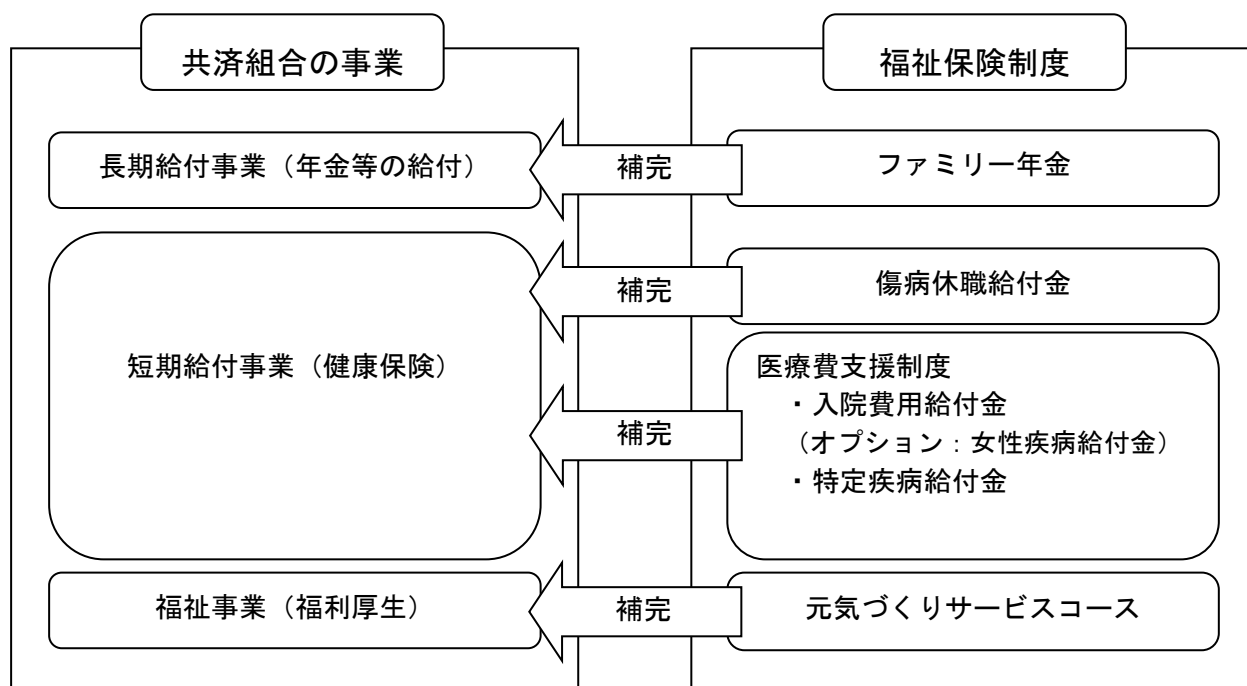


§ 2 1 福祉保険制度及びアイリスプラン

§ 2 1 の 1 福祉保険制度（ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度）

公立学校共済組合「福祉保険制度」は、公的給付（年金や健康保険）を補完する任意加入の保険制度です。「ファミリー年金」、「傷病休職給付金」、「医療費支援制度」、「元気づくりサービスコース」で構成されています。

1 制度の概要



2 制度の内容

詳細な内容は、毎年6～7月頃に配付されているリーフレットもしくは福祉保険制度専用ホームページ (<https://www.group-welfare.jp/kouritu/>) をご覧ください。

(1) ファミリー年金

組合員が万一死亡した場合に、長期給付事業の補完をする制度です。老齢厚生年金と遺族厚生年金の差額（約1/4相当額）に当たる部分の保険金を年金形式で支給します。（所定の高度障害状態となった場合は、高度障害保険金が支給されます。）

(2) 傷病休職給付金

病気やけがで休職した場合に、減少してしまう収入を補完する制度です。病気やけがによる休職90日（免責期間）を超えて就業障害が継続した場合、最長3年、各年代に応じた保険月額を支給します。（所定の精神障害による休職についても、最長3年補償します。）

(3) 医療費支援制度

ア 入院費用給付金

病気やけがで入院したときの自己負担限度額を補完する制度です。オプションとして「女性疾病給付金」があります。

イ 特定疾病給付金

三大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）を発病した場合に、闘病費用を支給します。特約を付加することによって、四疾病（重度の高血圧性疾患（高血圧性網

膜症)・慢性腎不全・重度の糖尿病・肝硬変)及び上皮内新生物等に備えることもできます。

(4) 元気づくりサービスコース

生活習慣病予防と健康増進をサポートします。

3 加入・更新手続

毎年6月～7月頃、各所属所に募集のリーフレットを配付します。各自で加入・更新手続を行ってください。(新規採用組合員については、毎年4月頃に配付予定です。)

4 その他

現職中に「福祉保険制度」を加入している方のみ、退職時の年齢に関わらず退職後(組合員資格喪失後)も「福祉保険制度」への継続加入が可能となります。

〔制度別の加入可能期間〕

制度名	継続加入可能期間
① ファミリー年金	保険年齢 84 歳まで更新継続可能 (本人・配偶者共通)
② 傷病休職給付金	継続不可 (退職月の月末をもって脱退)
③ 医療費支援制度 ・入院費用給付金 (女性疾病給付金を含む) ・特定疾病給付金	保険年齢 75 歳まで更新継続可能 (本人・配偶者共通) ※入院費用給付金については、こどもは、保険年齢 22 歳まで更新継続可能
④ 元気づくりサービスコース	保険年齢 84 歳まで更新継続可能

注1 退職後継続の取扱いは、退職(組合員資格喪失)前に福祉保険制度に加入した組合員が対象。

注2 保険契約の内容は、退職(組合員資格喪失)時点のものとなり、追加、増額変更は不可。

注3 配偶者及びこどもは、加入者本人が退職後も継続する制度に限り継続可能。

問合せ先

◎保険料の収納、退職等の異動、配当金等に関すること

公立学校共済組合福祉保険制度担当 TEL 0120-778-599 (フリーダイヤル)

* 電話による照会受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く。) 10時～16時

◎ファミリー年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金の請求について

請求相談センター TEL 0120-660-998 (フリーダイヤル)

* 電話による照会受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く。) 10時～16時

◎元気づくりサービスコース加入者のお問い合わせ窓口

元気づくりサービスコース事務局 TEL 0120-882-437 (フリーダイヤル)

* 電話による照会受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く。) 9時～17時

§ 21 の 2 ファミリー応援金

ファミリー応援金は、組合員が在職中に死亡した場合又は高度障害状態となった場合に、御遺族を支援することを目的として、保険金を給付する制度です。

1 制度の内容

(1) 加入対象者

組合員（任意継続組合員及び後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員を除く。）

【令和5年11月1日以降の加入対象者の変更について】

後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員（その年度の11月1日現在満84歳6か月までの者）は加入対象となります。

※ 原則として自動加入となります。

(2) 保険金額

5万円

(3) 受給者

ア 死亡の場合

組合員の配偶者・子（子が死亡している場合には、その直系卑属）・父母・祖父母・兄弟姉妹として、その順位に従います。（同順位者が二名以上あるときはその全額をその人数によって等分。）

イ 高度障害状態に該当した場合

組合員本人

2 手続きの流れ

組合員が死亡したときは、ファミリー応援金の請求書類を所属所経由で御遺族に送付します。

請求書類作成において、「最終出勤日」が必要であるため、予め所属所の事務担当者に確認します。

高度障害状態に該当した場合、請求相談センター（0120-660-998）まで御連絡ください。

問合せ先

◎ 保険金請求に関すること

請求相談センター TEL 0120-660-998（フリーダイヤル）

* 電話による照会受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く。）10時～16時

◎ 制度について

公立学校共済組合 厚生部福利課 TEL 03-5259-0011（代表）

§ 2 1 の 3 アイリスプラン

アイリスプランは、公立、国立、私立学校の教職員を対象に、教職員の自助努力による経済生活支援事業として実施しています。

この事業の事業主団体は、一般財団法人教職員生涯福祉財団（以下「財団」という。）であり、財団は、教職員の生涯生活設計を支援することにより、教職員の人生設計の確立や福祉の増進を図ることを目的として事業運営を行っています。

アイリスプランには、「年金コース」「医療・日常事故コース」「介護保障コース（平成 22 年 4 月以降、新規募集停止）」があります。

1 制度の内容

(1) 年金コース

在職中から積立てを開始して、退職後の公的年金を補完するための年金制度です。将来の受取額や積立必要額の試算は、ホームページで確認できます。

一般財団法人 教職員生涯福祉財団 <http://www.kyosyokuinzaidan.jp/>

(2) 医療・日常事故コース

ア 医療入院コース

病気やけがによる日帰り入院から保障するベーシック（基本部分）に、先進医療、手術や退院、特定の病気（生活習慣病など）に対する保障を厚くするオプションがあります。

イ 日常事故補償コース

けがによる死亡、後遺障害、入院、手術、通院、自宅治療（交通災害のみ）を補償します。また、個人賠償責任補償に対しても補償があります。

(3) 介護保障コース

介護保障コースは、平成22年4月以降の新規募集は停止しています。既に御加入いただいている方につきましては、補償内容、保険料、契約内容の変更の手続き（住所変更など）、事故時（給付金等支払い事由の発生）の対応および契約に付帯するサービスなどは、それぞれの補償期間に応じて継続して行われ、従来どおり変更はありません。

2 加入手続等

募集期間（資料請求受付期間）は、例年9月中旬～11月初旬頃実施します。毎年9月中旬頃、各所属所に配付される募集のリーフレットを御覧ください。

問合せ先

◎ 「年金コース」「医療・日常事故コース」について

教職員生涯福祉財団サービスセンター TEL 0120-491-294（フリーダイヤル）

* 電話による照会受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く。）10時～17時

◎ 「介護保障コース」について（平成 22 年 4 月以降の新規募集が停止）

教職員生涯福祉財団サービスセンター内 株式会社ツ橋サービス

TEL 0120-878-626（フリーダイヤル）

* 電話による照会受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く。）10時～17時